

台風21号災害の被災地等で活動するみなさんへ



支える人を支える募金「ボラサポ・台風21号」

(『赤い羽根「災害ボランティア・NPOサポート募金」・台風21号』)

第2回助成応募受付を開始します

～第2回応募受付期間 平成31年1月24日（木）から2月21日（木）まで～

応募要項を必ずお読みのうえ、応募してください

社会福祉法人 中央共同募金会

+ 法人格の有無を問わず、5人以上のグループから助成対象となります

「ボラサポ・台風21号」助成対象団体は、台風21号災害で被災された方々への救援・支援活動を行なうボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等です。5人以上の団体・グループに対して活動費用を助成します。法人格の有無は問いません。

<応募要件となる団体の条件（主なもの）> ※団体の規約等、提出が必須となる書類があります。

- ・救援・支援活動の実態があり第三者から活動の実態が裏付けられること。
- ・その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- ・5名以上で構成されていること。
- ・ボラサポ・台風21号災害に応募することについて組織としての合意・決定が行なわれていること。

+ 活動日数、活動内容に応じた助成です

団体・グループのさまざまな活動日数に応じた助成を用意しています。第2回助成では2018年9月4日から2019年9月30日までの活動を対象としており、既に終了した活動もさかのぼって応募できます。（※団体名での領収書等、必要書類が揃っていることが条件になります）

（1）助成種類

活動期間・助成上限額

- ・活動日数が30日以内の活動
- ・応募額50万円以内

- ・活動日数が31日以上の活動
- ・応募額上限300万円以内

（2）対象となる活動内容（発災後の緊急支援から復旧期間に行われる活動を対象とします）

①緊急救援活動

- ・災害発生直後の混乱から、被災者が避難先を確保し、復旧作業の基盤が整うままでの時期に行われる緊急救援的な活動

②生活支援活動

- ・住宅被害のあった被災者が、避難所生活から応急仮設住宅等での生活に移行し、復旧作業などが急ピッチで進められる時期に行われる活動

③復興支援活動

- ・復興に向けて、一人ひとりの暮らしの質を高め、コミュニティの再生や、まちの活性化を図る活動

(3) 活動に必要とされる諸経費が助成の対象となります

※ 助成対象経費の詳細については、必ず応募要項（第2回応募用）を確認してください。

① 支援活動に必要な物品等

- ・ 炊き出しに使う鍋や材料費
- ・ 家屋の片付けをする際のヘルメットやマスク
- ・ 支援物資を運ぶための運搬移送費
- ・ 訪問入浴に必要な石鹼、タオル類
- ・ 通信費・会議費・研修費・謝金・行事実施に関わる保険 など

② 活動の拠点設置にかかる費用

- ・ 設営費・設備費・修繕費
- ・ 会議費・消耗品 など

③ 活動拠点からの旅費

- ・ 運賃・リース代・ガソリン代・宿泊費 など



✚ 第2回助成の応募方法

第2回応募受付期間 平成31年1月24日(木)から2月21日(木)まで(必着)

- 応募受付期間中に、中央共同募金会ホームページの応募フォームから応募いただくか、「ボラサポ・台風21号」応募書を取得いただき、郵送にて応募ください。
- 応募にあたっては、あわせて本会ホームページの「ボラサポ・台風21号」応募要項（第2回応募用）を必ずお読みいただき、助成対象となる事業・経費、提出書類、助成決定後に必要となる報告等の詳細を確認してください。
- 第2回応募の助成決定時期は、平成31年4月上旬予定です。

✚ ご寄付を被災地支援につなぐ「災害ボランティア・NPOサポート募金」

「災害ボランティア・NPOサポート募金」は、多くの市民・企業等から、被災地の復興に思いを寄せていただいた貴重なご寄付を財源として実施します。引き続き「災害ボランティア・NPOサポート募金」へのご支援をお願いします。

なお、「災害ボランティア・NPOサポート募金」に対するご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。

(お問い合わせ先) 社会福祉法人 中央共同募金会 基金事業部

(「ボラサポ・台風21号」担当)

応募はこちら

電話：03-3501-9112（「ボラサポ・台風21号」専用ダイヤル）

※受付時間 9:30～12:00 13:00～17:30

E-mail : support@c.akaihane.or.jp



中央共同募金会ホームページ：<http://akaihane.or.jp>

応募はこちら：<https://www.akaihane.or.jp/saigai/typhoon21/oubo/>